

判決要約目録 (2002年掲載分)

特・実 一般

分類	条文	概要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
職務発明	35	職務発明性が肯定された	平12(ワ)21863号 平14.1.28	6-1	職務発明 報奨金
	35	発明者たる従業者(原告)が、特許権者たる使用者(被告)に、発明の譲渡契約やそれを定める勤務規則等やその手続に不備があることを理由に、特許発明の持分の一部は原告に帰属する、との主張を棄却する中間判決がなされ、特許権の全ては被告たる使用者に全て帰属するとともに、種々の諸事情は全て「相当対価」に反映させる、との方針が明確に示された	平13(ワ)17772号 平14.9.19	10-9	職務発明, 契約 相当の対価(相当対価) 勤務規則その他の定
特許を受ける権利	33, 民93・94	代表者から会社への特許を受ける権利の譲渡について心裡留保が認められた	平12(ワ)16721号 平14.4.17	11-5	特許を受ける権利 心裡留保, 冒認出願

特・実 審決取消

分類	条文	概要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
不起訴の合意	行訴7, 民訴246	原被告間で締結した覚書の条項が「不起訴の合意」に当たるとして、原告の無効審決取消請求が却下された	平13(行ケ)146号 平14.1.31	6-2	覚書の解釈, 不起訴の合意 (処分権主義)
記載不備	旧36	本願明細書には、当業者が容易に実施できる程度に、発明の構成が記載されているとはいえないとの審決が支持された	平12(行ケ)176号 平14.3.28	7-3	主張立証 明細書の記載不備
	旧36	明細書の発明の詳細な説明は当業者が容易に実施することができる程度に記載されていないとした異議の決定が維持された	平12(行ケ)120号 平14.2.7	8-4	明細書記載不備
	36 (昭60年 改正法)	「組換えDNA分子」に対する拒絶査定を維持する審決が支持された	平9(行ケ)249号 平14.4.11	9-4	明細書の開示
分割	44	本願発明「デジタル移动通信方法」に関する分割出願に対する拒絶審決が維持された	平11(行ケ)304号 平14.2.7	8-8	分割出願, 実質同一, 自明性
訂正	123・126	無効審判係属中に訂正認容の審決が確定した場合、改めて審判請求人に、無効理由の主張・立証の機会を与えなければならない	平13(行ケ)455号 平14.5.9	11-8	手続違背による審決取消
	準113, 126	本件考案「バッテリーによる給電回路」に関する実用新案権取消決定取消請求事件について原告の請求が認容された	平10(行ケ)298号 平14.2.19	8-6	登録異議申立て, 訂正請求 新規事項の追加禁止
	29 -3, 113 -2, 改正前40, 126	本件発明「窒化ガリウム系化合物半導体発光素子」について特許異議申立がされ、補正が要旨を変更するものとされ、その結果訂正が棄却され、特許が取消された審決が支持された事例	平11(行ケ)398号 平14.4.24	10-4	要旨変更, 訂正棄却 特許異議申立
	改正前 134 た だし書	特許発明「車両形クレーンのジブ格納装置」の無効棄却審決を棄却した審決取消請求事件	平11(行ケ)378号 平13.7.12	1-3	訂正明細書
	126, 民訴62	訂正の審決が確定したが、訂正前の第4発明と同一であるとの被告の主張は、訂正後の発明が特許庁の判断を経ていないから裁判所で第一次的に判断できず、審決は判断対象を誤った	平12(行ケ)361号 平14.7.18	12-2	訂正審決容認 無効審決取消
	旧126	特許発明「ゲーム装置」の特許を無効にした無効審決を取消した審決取消請求事件	平12(行ケ)275号 平14.2.27	8-3	訂正請求
	29 -3	特許無効の審決が、訂正の審決確定により取消された	平12(行ケ)381号 平13.9.17	2-1	訂正審決による発明の減縮
	民訴62, 65 本文	無効審決取消請求事件の係属中に訂正審決が確定した。無効審決は取り消されたが、訴訟費用は原告(特許権者)の負担とされた	平13(行ケ)92号 平13.9.18	2-9	訂正審判, 訴訟費用の負担
	123, 旧126	本件発明「大径角形鋼管の製造方法」の無効審決(前審決)に対する審決取消訴訟中に、訂正審判が認められた。しかし、審決取消訴訟は棄却(前判決)され、無効審決は維持された。原告が上告したところ、最高裁では、前審決は訂正後の明細書に基づく審決でないとして、前判決を破棄し、審決取消の判決をなした。そこで、特許庁は、更に無効審判を審理し、改めて無効審決をした。本件訴訟は、この2度目の無効審決(本件審決)の取消訴訟であって、訂正後の発明について、(旧法時の)訂正無効審判をせずに無効審決をしても違法ではない、と判断した事例である	平12(行ケ)374号 平13.12.13	5-7	発明の詳細な説明及び図面の参照 訂正無効の審判

産業上の利用性	29 柱書	本願発明「第一種の永久機関」に関して、拒絶すべき旨の審決が支持された（原告請求棄却）審決取消訴訟事件	平13(行ケ)463号 平14.3.27	8-7	自然法則違反、永久機関 エネルギー保存		
	29 柱書	本願発明が「人間を診断する方法」(医療行為)に該当するとして拒絶審決が支持された	平12(行ケ)65号 平14.4.11	11-4	医療行為		
公知・準公知	29の2	先願発明が用途発明として未完成であるとして拒絶審決が取消された	平10(行ケ)401号 平13.4.25	1-1	用途発明		
	29 -3	「易裂性フィルム及びその製造方法」に関する特許取消決定が支持された	平12(行ケ)122号 平13.9.18	2-3	出願当初の明細書、意見書 信義に反する		
	29 -3	修士論文の刊行物性が争われた	平12(行ケ)207号 平13.9.27	3-1	修士論文 刊行物		
	29の2 , 123 -2	本件発明「カレンダー帳等の製本方法」に関する無効審判の審決取消請求事件について原告の請求が認容された	平13(行ケ)185号 平14.5.30	11-2	先後願、特許無効 先後願の判断対象範囲		
進歩性	化学・生物	進歩性有	113	本件特許権「合成樹脂製食品容器」に関する特許取消決定取消請求事件について、異議事件で特許庁がした取消決定を、引用例との一致点の認定を誤ったとして取消した	平13(行ケ)210号 平13.9.26	3-2	異議、取消、引用例 一致点、認定
		機械	進歩性有	実3	先行技術は、本件考案とは技術分野を異にしているとして、本件考案の進歩性を容認した審決が支持された	平12(行ケ)192号 平13.12.13	5-3
	旧40, 29		本件特許発明「研磨方法、装置」の無効審決を取り消した審決取消訴訟事件	平13(行ケ)410号 平14.5.23	11-10	補正、「一括」	
	進歩性無	29 ,181 ,行訴 33	被告が請求した特許無効審判において請求が成り立たないと審決されたが、その審決取消訴訟において審決が取消され、更に上告棄却決定により判決が確定し、特許庁が同審判請求につき再度審理した結果、無効とするとの審決がされ、本件審決取消訴訟において再度の審決が支持された	平12(行ケ)126号 平13.10.15	3-3	進歩性 取消判決の拘束力 新たな主張立証	
		電気・物理	進歩性有	120の4 , 29の2 , 29	特許異議決定がなされた請求項 12に記載された特許の取消が取消された	平13(行ケ)89号 平13.12.11	5-1
	29		「弾性表面波フィルタ装置」に関する拒絶審決が取消された	平12(行ケ)472号 平14.7.18	12-1	推考容易性	
	進歩性無		29	本件特許が甲1号刊行物に記載されていないとし、「無効審判の請求が成り立たない」との審決が破棄され、原告の請求が認容された	平11(行ケ)226号 平14.3.14	9-6	引用発明の認定 本願発明と引用発明と一 致点の認定
	29 -3 , 29 , 29の2		本件発明(窒化インジウムガリウム半導体の成長方法)の無効審判に関して、請求不成立とした審決が取消された	平13(行ケ)172号 平14.5.14	11-1	窒化インジウムガリウム 半導体、進歩性、同一性、 基準出願日、事情	

特・実 侵害

分類	条文	概要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
消滅時効	102 , 民724	本件発明「帯鋼の巻取装置」に関する損害賠償請求が容認された	平12(ワ)6714号 平13.12.21	5-5	実施料相当額 遅延損害金 消滅時効
持分譲渡の効力	98 -1 , 実26	実用新案権の持分譲渡の効力が生じていないとして原告の不当利得返還請求の訴えが棄却された	平13(ワ)27511号 平14.2.27	7-2	持分譲渡の効力発生条件
権利消尽	70	本件特許発明(置換プリン)の損害賠償請求が消尽に当たるとして棄却された	平13(ネ)959号 平13.11.29	4-8	消尽、化学物質、変形行為 医薬特許、延長特許権
先使用権	79	「6本ロールカレンダーの構造及び使用方法」に関する製造などの差し止めなどの請求が一部容認された事例	平12(ワ)18173号 平14.6.24	12-5	先使用権 事業の準備 不当利得返還
損害額	102 , 103	本件特許権「電動式パイプ曲げ装置」に関する特許権侵害差止請求事件、及びそれに対する反訴請求事件について、原告(特許権者及び独占的通常実施権者)の請求を認めた	平10(ワ)12899号 , 平11(ワ)13872号 平13.10.9	4-1	独占的通常実施権者 損害賠償、類推適用
	民709 , 102	新特許法 102条 1項の趣旨及び要件を示し約9億9千万円の損害賠償を認容した(一般論の要約)	平11(ワ)13360号 平14.3.19	9-7	損害賠償、損害額算定、損 害額、実施の能力、単位数 量当たりの利益の額 販売す ることができなかった事情
	民709 , 102	新特許法 102条 1項により74億1668万円の損害賠償が認容された(具体的算定の要約)	平11(ワ)23945号 平14.3.19	9-3	損害賠償、損害額算定、損 害額、実施の能力、単位数 量当たりの利益の額 販売す ることができなかった事情
権利の濫用	実3 , 民1	被控訴人の権利濫用の主張は弁論主義に反しないが、本実用新案権は無効理由が存在するので、控訴人の請求は権利濫用に該当する、と認定された	平13(ネ)3667号 平14.3.14	8-1	弁論主義、権利濫用 無効理由
	29 , 123 -2	「基板搬送用スカラ型ロボット」に関する特許権の行使が権利濫用を理由に棄却された	平12(ワ)2530号 平13.8.27	2-5	権利濫用、無効理由 進歩性
	29 , 123 -2	「磁気ディスプレイシステム」に関する特許権の行使が権利濫用を理由に棄却された	平11(ワ)6302号・ 9994号 平13.7.27	2-4	権利濫用、無効理由 進歩性

権利の濫用	準79, 実3-37	本件考案「自動巻線処理装置」に関する実用新案権侵害差止等請求事件について原告の請求が棄却された	平12(ワ)6125号 平13.9.6	2-2	先使用の抗弁, 技術的範囲 禁反言の原則, 権利の濫用		
	123 -2	本件特許(アイロンローラなどの洗濯処理ユニットへフラットワーク物品を供給するための装置)に基づく権利行使が, 権利の濫用として認められなかった	平12(ワ)11902号 平14.2.21	8-5	権利の濫用 公然実施		
	旧126	本件発明「センサースイッチ」に関する特許権について損害賠償請求の控訴が棄却された	平12(ネ)3411号 平13.10.25	3-4	権利の濫用, 請求範囲拡張 訂正審決		
	実3の2 本文	三脚脚立に関する実用新案権者である被控訴人が, 控訴人の三脚脚立の製造販売行為が, 被控訴人の権利侵害にあたるとして損害賠償を求めた事案で, 被控訴人の請求を一部認容した第1審判決を, 高裁では取消した	平13(ネ)2630号 平13.11.28	4-9	均等論, 権利濫用の抗弁		
	36 等	本件発明「温風暖房機」の特許権損害賠償等請求事件において原告の請求を一部認めた	平11(ワ)24433号 平13.9.6	5-10	無効理由 濫用		
技術的範囲	化学・生物	権利者勝訴	70, 29	本件特許権「ベクロメタゾン 17,21ジプロピオネートを含んで成るエアロゾル製剤」に関する特許権侵害差止請求事件について原告の請求が認められた	平12(ワ)7221号 平13.10.30	4-7	作用効果, 技術的範囲, 明らかな無効理由
		権利者敗訴	100・101	本件発明の侵害について, 構成要件が異なる被告方法は技術的範囲に属するものでなく, 均等の主張についても成立しないとされた	平13(ネ)2296号 平14.4.30	9-5	発明構成要件, 構成の均等論
	機械	権利者勝訴	実26 準用70 民166	本件考案「ストレッチフィルムによるトレー包装体」に基づく不当利得返還請求が一部認められた	平12(ワ)4290号 平13.12.13	6-6	包装, トレー, 食品, 登録 実用新案の技術的範囲, 不当利得返還請求
			70, 101	本件特許権「筋組織状こんにやくの製造装置」に関する差止等請求事件について, 本件発明の構成と均等とされ, 原告の請求が認められた事例	平12(ワ)6322号 平14.4.16	12-10	均等, 技術的範囲, 70条1 項, 間接侵害
		権利者敗訴	70	本件は, 被告物件(水管ボイラ)の製造, 販売行為が, 原告発明「水管式ボイラ」の特許権を侵害するとして, 被告物件の製造, 販売等の差し止め, 廃棄及び損害賠償を求めたものである。これに対し, 判決では, 原告発明の構成要件Eの「ピッチ(P)」に着目し, 被告物件の具体的な数値をあてはめて計算し, 算出された数値が構成要件Eで限定する数値(1.1 P/D 2.0)を充足しないと, 原告の請求を棄却した事例である	平12(ワ)19360号 平14.2.15	7-4	構成要件の充足性 出願当時の技術常識
			70・101	競技グラウンドの表面磨耗部分の修理方法及び切削装置の実施につき特許侵害が否定された	平12(ワ)23114号 平13.7.27	1-5	明細書の記載参酌, 間接侵害
			改正前実 3, 準70	本件考案「貨物自動車」に関する実用新案権侵害行為差止等請求事件について原告の請求が棄却された	平12(ワ)3857号 平13.9.13	4-10	技術的範囲, 公知技術の参 酌, 無効理由がある場合の 権利解釈
	電気・物理	権利者敗訴	70	本件特許権「太陽光発電装置」に関する損害賠償請求事件について, 原告の請求が認められなかった	平13(ワ)9386号 平14.2.15	8-9	技術的範囲, カバー, 開閉 自在
			70	コンピュータと伝送制御手段との区別は, 機能的なものに過ぎないとの原告主張が否定された	平11(ワ)25247号 平13.9.28	2-11	モデム, コンピュータ 伝送制御手段
			70	発光LEDの特許侵害が認められなかった	平12(ワ)12193号 平14.2.28	10-8	LED, 分析報告書 クレーム解釈
	権利者に対する 損害賠償	民709, 不 競2 -14	被告のひとり(株)ホームックスが所有する実用新案権に基づき被告らが原告に対して損害賠償等の請求をしたことが原告に対する不法行為だとして訴えた事件で, 原告の請求が認められ, 実用新案権者とその代理人に損害賠償が命じられた	平11(ワ)6249号 平14.4.24	10-5	不法行為, 警告, 調査・検 討の義務, 虚偽の事実の流 布, 均等, 登録の有効性欠 如	
		実29, 民709	消滅した実用新案権に基づく仮処分申立ての違法性が問われた	平13(ワ)2390号 平13(ワ)7358号 平13.12.11	6-3	被保全権利 権利の消滅 仮処分申立ての違法性	

意匠 侵害

分類	条文	概要	要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
意匠の類否	23, 不競2-1	理容椅子や自動洗髪機に関し, 意匠権侵害及び不正競争防止法違反についての原告の請求が棄却された		平12(ワ)1455号 平13.7.12	4-2	意匠権侵害, 類似意匠 不正競争

意匠 審決取消

分類	条文	概要	要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
意匠の類否	3 -3	発光ダイオードに係る意匠が引用意匠に類似することを理由になした拒絶審決の取消について争われた		平13(行ケ)411号 平14.7.30	12-7	意匠法3条1項3号, 意匠 の類似
創作容易性	3	意匠に係る物品『金網』において, 四つ目編みであるか 曲線が存在するか 一定間隔で素材の幅に変化が見られるか 特異な隆起部が一定間隔で存在するか, という点の 審決の認定の違法性について争われた		平13(行ケ)215号 平14.3.28	7-1	創作容易性 金網

判定取消請求	行訴7, 民訴140	イ～ハ号意匠が登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲に属さないとした特許庁の判定に対する取消請求が却下された	平13(行ウ)203・ 204・205号 平13.8.31	2-10	判定取消請求 判定の法的性質
--------	---------------	---	-------------------------------------	------	-------------------

商標 侵害

分類	条文	概要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード	
侵害	権利者勝訴	37-1, 38 - , 民1	代理店としての取引を中止後に、同一標章を付した商品の他社の輸入販売行為を商標権侵害と主張して認容された	平12(ワ)15912号 平13.10.31	4-3	商標の類否, 権利の濫用 並行輸入, 損害額の推定
	権利者敗訴	37,不競2 -13	いわゆる「スマイルマーク」について、「一般需要者」という称呼及び観念を生じることが本件商標と変わりがないが、輪郭線の描き方、目の位置や間隔などにおいて、外観上の構成が異なり、全体において類似する商標とは認められない」として、禁止的効力範囲を狭くして、商標権侵害を否定した	平12(ワ)5986号 平13.10.25	4-4	スマイルマーク 禁止権, 独占適応性
		4 -10, 46, 47	周知商標に類似する商標について得た商標権に基づく侵害差止等請求に対し、無効事由存在のため権利濫用として請求を棄却した判決が支持された	平13(ネ)5748号 平14.4.25	11-3	周知商標, 権利の濫用

商標 審決取消

分類	条文	概要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード	
3 条 関 係	3条1項関係	3 -1, 4 -16	商標「VIBRAMUTE」は、商品「音を振動させる弱音器」又は「振動弱音器」の普通名称とは認められない	平13(行ケ)156号 平13.8.29	2-8	商品の普通名称
		3 -1, 4 -16	商標「SAC」は、商品「かばん類及び袋物」について、商標法3条1項3号ではなく、同法3条1項1号に該当するものである。本件商標は同法3条1項3号に該当するとして審決の判断は誤りである	平13(行ケ)249号 平14.1.30	6-5	商品の普通名称, 商品の品質, 審決取消訴訟の審判範囲
		3 -6	登録商標「住宅公園」が役務「商品の販売に関する情報の提供、建築物における来訪者の受付及び案内」について、査定時に自他役務識別力を有していたか否かについて争われた	平12(行ケ)349号 平13.10.11	2-6	商標の自他役務識別力
	3条2項関係	3 -3, 3	商品「角型瓶入のウイスキー」の文字商標「角瓶」について3条2項の適用が認容された	平13(行ケ)265号 平14.1.30	6-4	使用による識別力の取得, 使用態様, 商標の同一性, アンケート調査, 補強証拠提出
4 条 関 係		3 -3, 3	本願商標は、単なる商品の一部分として認識されるものであるから、商標法3条1項3号に該当し、また、本願商標が、使用により自他商品識別力を獲得したことはなく、商標法3条2項の登録要件を満たさないとした審決が支持された	平13(行ケ)446号 平14.7.18	12-6	立体商標, 商品の一部分
		4 -11	「Golden Retriever」と「Labrador Retriever」とが非類似であるとして無効審判の棄却審決が取消された	平13(行ケ)114号 平13.9.20	2-7	商標の類似, 称呼・観念類似, 指定商品
		4 -11, 46	本件商標の「リスコート」と引用商標の「ビスコート」が称呼上非類似の商標であるとして審決が取消された	平13(行ケ)47号 平13.9.13	3-7	称呼識別上の語頭音
		4 -11	本願商標と引用商標とは、称呼が類似するとはいえ著しく相違する外観、観念の印象等を総合、全体的に考慮するならば、両者が類似する商標であるとはいえないとして認容された査定系審決取消請求事件	平13(行ケ)144号 平13.12.12	5-4	文字部分の称呼と観念
		4 -11, 46	本件商標は、引用商標と非類似であるので、本件商標を無効に出来ないとして無効審判の審決が高裁で維持された	平13(行ケ)398号 平13.12.20	6-9	商標の類似, 無効
		4 -11	本件商標「鳳凰」と引用商標「宝桜」は類似するとして登録異議決定が取引・使用の現状を勘案して取消された	平13(行ケ)363号 平14.3.19	7-5	商標の類似, 類否判断手法, 登録異議申立
		4 -15	登録商標「POLOELEGANCE」について著名商標「POLO」との関係で4条1項15号に該当するため登録を取り消すとする異議決定に対して取消訴訟が提起されたが原決定を維持する旨の判決がなされた	平12(行ケ)408号 平13.3.27	1-4	著名商標「POLO」 商品の出所の混同を生ず るおそれ
		4 -15, 46	「VERSACE」商標が、ヴェルサーチ社の日本法人の出所標識として著名であると認定した	平13(行ケ)165号 平13.9.19	3-6	著名商標, VERSACE 著名性の帰属主体
		4 -15, 4, 48の2	「金盞菊正宗」を構成要素とする登録商標は、著名商標「菊正宗」と出所混同を起すとして登録異議取消決定が維持された	平13(行ケ)494号 平14.5.29	10-7	出所混同のおそれ, 著名性, 商標の要部, 著名商標 と周知商標
		4 -15, 46	著名な引用商標と出所混同を生ずるおそれがあるので、本件商標を無効にすべきとして無効審判の審決が高裁で維持された	平13(行ケ)468号 平14.4.25	11-6	出所混同, 無効
	4 -15	本件商標の登録は、他人の業務に係る商品と混同を生ずるおそれありとして無効審決が支持された	平13(行ケ)435号 平14.4.30	12-8	直ちに名称想起と周知・著名性	

4 条 関 係	4 -19	イタリア家具商標「ZANOTTA」等を含む登録商標は商 4 条 1 項 19 号該当とする登録異議決定が認容された	平13(行ケ)175号・176号 平14 . 3 . 14	7-7	周知性、不正の目的 登録異議申立
50 条 (不 使 用 取 消)	50・54	会社合併による商標権の一般承継後に、特許庁が前の権利者に取消審判請求書を送達し、取消審決をなした。その取消審決の効力は、新たな商標権者には及ばない	平13(行ケ)106号 平13 . 6 . 27	1-2	権利の一般承継 送達
	50	社会通念上同一と認められる商標を使用しているから取り消すべきでないとした不使用取消審判の審決が高裁で維持された	平13(行ケ)23号 平13 . 9 . 25	3-5	不使用取消、商標の同一性
	50	使用商標は、いずれも自他商品識別機能を有する態様で本件雑誌に使用されているものということから商標登録を取り消すとした不使用取消審判の審決が高裁で維持された	平13(行ケ)190号 平13 . 10 . 23	3-8	不使用取消、商標の使用
	50 , 民訴159	証拠の信憑性及び弁論期日不出頭（擬制自白）から商標の使用事実を推認できないとし、不使用取消審判の請求棄却審決を取消した	平13(行ケ)550号 平14 . 5 . 31	11-9	不使用取消審判、使用事実、使用証拠、商標の使用、擬制自白

不正競争防止法

分 類	条文	概 要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
周知表示混同惹起	2 -1 , 民428	「図書券の利用が可能である」旨の表示が原告の周知の「商品等表示」に該当すると認められた	平13(ワ)11044号 平14 . 1 . 24	6-7	商品等表示、周知、不正競争行為、代物弁済
周知表示混同惹起 著名表示冒用	JPNIC 「ドメイン名登録規則」	著名商標や著名な営業表示を含むドメイン名の登録に関する所有権の確認の訴えが却下された	平13(ワ)5603号 平13 . 11 . 29	5-9	ドメイン名の所有権 訴えの利益の有無
	JPNIC 「ドメイン名登録規則」	登録者の同意なしに登録ドメイン名を移転することができないとする確認請求の訴えが一部棄却（却下）された	平13(ワ)25515号 平14 . 5 . 30	12-4	登録ドメイン名の移転、請求の利益の有無
商品形態模倣	2 -3 , 3 , 4 , 5	ショルダーバックの開蓋時の内部構造をも対比して形態模倣を認定し、損害賠償請求のみを認容した	平12(ワ)20801号 平13 . 12 . 27	5-8	3 年、形態、同種商品が通常有する形態 内部構造、差止請求、損害賠償請求 侵害行為による利益額、寄与率
	2 -3 , 民415 , 商514	不競法の形態模倣に該当しないが、費用労力を分担し商品化した商品と同一形態商品を他人から仕入販売する行為は継続的取引契約の付随義務違反とされた	平12(ワ)1974号・12240号 平14 . 4 . 9	10-2	商品形態模倣、包装、他人の商品、継続的取引契約、契約付随義務、契約違反、損害賠償、商事法定利息
営業秘密	2 -7 , 3・4	意匠登録出願を行ったことをもって、秘密管理性の要件が満たされるということとはできないとして、不競法 2 条 1 項 7 号の適用が否定された	平13(ワ)20027号 平14 . 3 . 19	9-2	営業秘密 秘密管理性
品質誤認惹起	2 -12	被告ペットフードの表示が品質誤認に当たるとされた	平12(ワ)19529号 平13 . 11 . 28	7-6	商品に品質誤認
虚偽事実告知	2 -13 , 4・7 特2	原告の顧客に対する「特許権を侵害する」旨の告知は権利行使の一環として正当な行為と認められる	平12(ワ)11657号 平13 . 9 . 20	3-9	業務上の信用、虚偽の事実の告知又は流布、不正競争行為
	2 -13 , 4 , 民709 , 民訴146	非類似商標に基づく原告取引先への侵害警告に関し、これを原因とする返品等に対する損害賠償が認容された	本訴平12(ワ)9104号、 反訴平12(ワ)11201号 平13 . 9 . 25	3-10	商標の類似、商標権侵害、弁護士事前相談、取引先警告、虚偽事実告知、不法行為、過失、損害額、反訴
	2 -13	本件訴訟は、先行事件の確定判決で問題とされた同一被告の各行為に基づく原告らの損害賠償請求が認容された	平11(ワ)6024号 平13 . 10 . 25	5-6	許諾外商品の並行輸入 先行判決による本訴の遮断

著作権法

分類	条文	概要	事件番号・言渡日	掲載月・番	キーワード
著作物	2, 21	ホームページ上の掲示板に書き込まれた文章に著作物性を認め、被告らの著作権侵害を認定するとともに、被告らの過失を認めた	平13(ワ)22066号 平14.4.15	9-1	著作物性,複製,出版,権利濫用
	2・104, 民709, 民訴248	自動車整備業用システムで使用するデータベースについて、著作物性、損害額などについて争われた	平8(ワ)10047号・25582号 平14.3.28	10-6	データベース,著作物,複製,損害
二次的著作物	19-2, 21・28, 114	連載漫画の登場人物の絵のみを使用する行為は、該漫画のストーリーの創作者である原告の原作者としての権利を侵害する	平11(ワ)20392号 平14.5.30	11-7	連載漫画の主人公の絵,二次的著作物の利用に関する原作者の権利,複製,キャラクター
著作権	2-1, 2, 21, 26の2-1, 112, 民423, 弁護士72, 信託11	著作権管理契約の内容からして、原告には著作権侵害差止請求権を行使する根拠がないとされた	平13(ワ)12516号 平14.1.31	6-8	美術工芸品,著作権管理契約,著作権侵害,差止請求権,差止請求権代位行使,譲渡権,非弁行為,訴訟信託
	15	アニメ「超時空要塞マクロス」に登場する図柄の著作権者が確認された	平13(ワ)1844号 平14.2.25	8-2	アニメ,原図柄,職務著作
	21・27, 不競2	退職した元従業員らにより開発された競合プログラムが、著作権侵害ではないとされた	平11(ワ)12875号 平14.4.23	12-3	コンピュータプログラム,複製,翻案,営業秘密
著作権者人格権	2・19・23・27, 民709	被告は原告の翻案権,上演権,著作人格権,公衆送信権を侵害せず,また,本件記事の掲載は原告の名誉及び信用を害するとは認められない	平11(ワ)5026号 平13.8.28	4-6	翻案権,上演権,著作人格権,公衆送信権,名誉及び信用,不法行為
	19, 20, 32, 114, 米国107	原告の「複製権侵害」「著作人格権侵害」の主張が認められ,被告の「引用」「公正な利用の法理」「権利の濫用」の主張は認められなかった	平12(ワ)17019号 平13.12.25	5-2	複製権,引用,著作人格権,改変,氏名表示
	32, 48, 19, 21	翻訳者名の表示なく翻訳台本の一部を書籍に採録する行為を,適法な引用ではないとした原判決が維持された	平13(ネ)3677号・5920号 原審: 平12(ワ)20058号 平14.4.11	10-3	複製権,氏名表示権,演劇台本 翻訳,二次的著作物,注意義務
時事事件報道	41	映画「いちげんさん」の映像の一部を週刊誌に掲載した行為が「時事的事件報道」には当たらず,著作権侵害を理由とする損害賠償請求が認められた	平12(ワ)2023号 平13.11.8	4-5	時事的事件報道
損害額	114, 特101	著作物の著作権を侵害した被告に対し,原告等に対し著作権法114条1項の損害額の支払いが認容された	平13(ワ)22157号 平14.4.23	10-1	著作権114条に基づく損害賠償

From Editors

編集後記

今月号は外国特集です。実務に役立つような記事も多いと思いますので、参考になれば幸いです。各編集委員は、原稿集めご苦労様でした……。(M.H)

この3月号が出る頃、東北温泉巡りと最上川下りの旅に出ている予定です。飛行機で行けば早いのですが、せっかくできた東北新幹線を使って、車窓からの雪景色と駅弁を肴に、移動時間をも楽しもうとしています。忙しい日常からがらっと気分を変えるために、たまには電車でのんびり旅行するのもいいと思いませんか？(T.I)

新婚旅行で、Roma, Firenze, Milano に行きました。遺跡、芸術が多く、また料理もうまく最高でした。ただし、イタリア人は少し時間等にルーズと感じました。きまじめな日本人には？なことも多かったです。しかし、この人生を enjoy するという社会が、優れたデザインを多数輩出する原因になっている

と感じました。ピサの斜塔をご存じでしょうか？ピサの斜塔は当初真っ直ぐに建てる予定でしたが、途中から、右側に傾いてきたようです。日本人なら建て直しでしょう。でもイタリア人は立て直すのが面倒くさいので、真っ直ぐになるよう左側に重心を置きつつ、建築を続けたようです。その結果右側に傾斜しつつ左側に重心が置かれた斜塔が完成したのです。でも、そのおかげで世界中の人がピサの斜塔を見に来るようになったのです。(英)

ここ最近、公私共に自分の運の良さを感じる事が多い。それを感じる基準は人それぞれなのであろうが、やはり運が良いと思う。とってつけた理由を考えてみても説得力がない。私にできることは運の良さを感謝することだけである。但し、運にも分野があって全く見放されている運もある。3月12日抽選日。頼むぞ、今度こそグリーンジャンボ宝くじ！(nobby)